計量法第146条において準用する同法第66条の規定に基づく登録の失効の公告

○独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第366号

計量法（平成４年法律第51号）第146条において準用する同法第66条の規定によって登録事業者の登録の効力の全部が失効したので、同法第168条の５第７号の規定に基づく同法第159条第１項第４号の規定に基づき、公告する。

平成28年４月27日　　独立行政法人製品評価技術基盤機構　理事長　辰巳　　敬

（平成28年３月29日登録全部失効分）

登録番号	登録を受けた者の名称及び所在地	計量器の校正等を行う事業所の名称及び所在地	登録に係る区分	効力を失った登録事業にかかる計量器の校正等の事業の範囲
0289	富士通クオリティ・ラボ・環境センター株式会社 静岡県湖西市鷲津2281番地	富士通クオリティ・ラボ・環境センター株式会社 静岡県湖西市鷲津2281番地	電気（直流・低周波）	全部失効

厚生年金基金解散公告

当厚生年金基金は厚生労働大臣の認可を受け解散したので、次のとおり公告します。

１．基金の名称　シャープタカヤ電子工業厚生年金基金

２．事務所の所在地　岡山県浅口郡里庄町里見3121番地の１

３．設立事業所の名称及び所在地　シャープタカヤ電子工業株式会社　岡山県浅口郡里庄町

４．解散の理由　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第145条第２項による。

５．解散認可年月日　平成28年４月１日

平成28年４月27日

岡山県浅口郡里庄町里見3121番地の１

シャープタカヤ電子工業厚生年金基金

理事長　大下　洋嗣

厚生年金基金清算人就任公告

当厚生年金基金は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第145条第２項により解散したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた同政令第２条第８号に規定する廃止前厚生年金基金令第43条に基づき次のとおり公告します。

１．清算人氏名　清算人　大下　洋嗣

２．住所　岡山県浅口郡里庄町里見3121番地の１

平成28年４月27日

岡山県浅口郡里庄町里見3121番地の１

シャープタカヤ電子工業厚生年金基金

理事長　大下　洋嗣

企業年金基金設立公告

確定給付企業年金法第15条、確定給付企業年金法施行令第８条及び改正前確定給付企業年金法施行令（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第３項により、なおその効力を有するものとされた、同政令第２条第９号に規定する改正前確定給付企業年金法施行令をいう。）第78条の規定に基づき、次のとおり公告します。

１．基金の名称　東北自動車産業企業年金基金

２．事務所の所在地　岩手県盛岡市みたけ三丁目32番18号

３．理事長の氏名及び住所　元持　勝利　岩手県盛岡市みたけ三丁目32番18号

４．実施事業所の名称及び所在地　岩手トヨペット株式会社　岩手県盛岡市、岩手マツダ販売株式会社　同県同市、岩手県自動車販売健康保険組合　同県同市、岩手スバル自動車株式会社　同県同市、岩手三菱ふそう自動車販売株式会社　同県滝沢市、岩手県自動車販売店協会　同県紫波郡、岩手自動車塗装株式会社　同県盛岡市、一般財団法人日本自動車査定協会岩手県支所　同県紫波郡、モトモチ商事株式会社　同県盛岡市、株式会社ホンダベルノ南岩手　同県一関市、岩手県自動車販売厚生年金基金　同県盛岡市、一般財団法人岩手県自動車整備振興会　同県紫波郡、岩手県自動車整備商工組合　同県同郡、株式会社ジェームス岩手　同県盛岡市、ミネックス株式会社　同県釜石市、東北自動車産業企業年金基金　同県盛岡市

５．設立認可年月日　平成28年４月１日

６．消滅した厚生年金基金の名称及び所在地　岩手県自動車販売厚生年金基金　岩手県盛岡市みたけ三丁目32番18号

平成28年４月27日

岩手県盛岡市みたけ三丁目32番18号

東北自動車産業企業年金基金

理事長　元持　勝利

企業年金基金設立公告

確定給付企業年金法第15条、確定給付企業年金法施行令第８条及び改正前確定給付企業年金法施行令（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第３項によりなお効力を有するものとされた、同政令第２条第９号に規定する改正前確定給付企業年金法施行令をいう。）第78条の規定に基づき、次のとおり公告します。

１．基金の名称　農業機械販売企業年金基金

２．事務所の所在地　東京都千代田区岩本町２丁目15番10号

３．理事長の氏名及び住所　吉田　至夫　東京都千代田区岩本町２丁目15番10号

４．実施事業所の名称及び所在地　株式会社北海道クボタ　北海道札幌市、株式会社みちのくクボタ　岩手県盛岡市、北岩手菱農株式会社　岩手県盛岡市、秋田県農業機械商業協同組合　秋田県秋田市、株式会社秋田クボタ　秋田県秋田市、株式会社南東北クボタ　宮城県名取市、有限会社鈴機　茨城県石岡市、株式会社福田機械店　栃木県宇都宮市、株式会社関東甲信クボタ北関東事務所　栃木県宇都宮市、株式会社群馬クボタ　群馬県高崎市、千葉県農業機械商業協同組合　千葉県千葉市、株式会社関東甲信クボタ南関東事務所　千葉県千葉市、新潟県農業機械商業協同組合　新潟県新潟市、株式会社ほった　新潟県新潟市、富山県農業機械商業協同組合　富山県富山市、株式会社北陸近畿クボタ富山事業所　富山県高岡市、古池農機株式会社　富山県南砺市、株式会社河合石油　富山県南砺市、株式会社鈴八農機商会　石川県小松市、石川スズエ販売株式会社　石川県金沢市、有限会社浅市農機　石川県珠洲市、株式会社北陸近畿クボタ福井事業所　福井県福井市、長野県農業機械商業協同組合　長野県長野市、有限会社木下農機具店　長野県上伊那郡、株式会社チクマスキ　長野県松本市、有限会社杉山農機商会　静岡県駿東郡、株式会社安城動力農具普及会　愛知県安城市、株式会社広瀬商会　愛知県豊川市、株式会社東海クボタ　三重県四日市市、株式会社ナリッシュ　三重県亀山市、有限会社赤塚農機　三重県津市、滋賀県農業機械商業協同組合　滋賀県近江八幡市、兵庫県農業機械商業協同組合　兵庫県加西市、株式会社中国クボタ　岡山県岡山市、株式会社四国クボタ　香川県高松市、株式会社福岡九州クボタ　福岡県福岡市、株式会社南九州沖縄クボタ　鹿児島県霧島市、農業機械販売業厚生年金基金　東京都千代田区、石川県農業機械商業協同組合　石川県金沢市、株式会社筑後コマツセンター　福岡県筑後市、株式会社北陸近畿クボタ　石川県白山市、株式会社関東甲信クボタ中部事務所　長野県松本市、北央共立販売株式会社　北海道岩見沢市、株式会社砂田興産　北海道夕張郡、株式会社旭川シバウラ　北海道旭川市、岩手県農業機械商業協同組合　岩手県奥州市、興立産業株式会社　宮城県仙台市、有限会社峰浦商会　宮城県大崎市、福島県農業機械商業協同組合　福島県福島市、株式会社中屋商会　千葉県匝瑳市、全国農業機械商業協同組合連合会　東京都千代田区、神奈川県農業機械商業協同組合　神奈川県